

いじめ防止基本方針

大阪美容専門学校

1. 基本理念

いじめは、生徒の基本的人権を侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある行為であり、又生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり絶対に許されるものではない。昨今、**いじめ問題**が学校現場での生活指導上喫緊の課題となっている。又、急速な情報技術の発展によりネット上でも様々な問題が次々と起こり、**いじめ**はますます複雑化・潜在化する様相を呈している。

ここで、今一度、全教職員が共通して**いじめ問題**に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的に**いじめ問題**に取り組む必要に迫られている。

本校では、ここに**いじめ防止基本方針**を定め、教職員一人ひとりが充分理解するとともに学校内外において研修を実施するなど積極的な活用を図っていく。又、本校の教育理念である「**人間教育の実践・展開**」の精神をふまえ、教職員が一丸となってすべての生徒が生き生きと学校生活を送ることが出来る様に取り組むこととする。

2. いじめの定義

いじめとは、「生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。（いじめ防止対策推進法第2条）」とする。

3. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、この問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むと共に**いじめ**が認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。**いじめ**には様々な特質があるが、以下は、全教職員が持つべき**いじめ問題**についての基本的な認識である。

- ★ **いじめ**はどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ★ **いじめ**は人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

- ★ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ★ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ★ いじめはその行為の様態により暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ★ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ★ いじめは家庭教育の在り方に大きな係わりをもっている。
- ★ いじめは学校・家庭・地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4. いじめの態様

その行為が犯罪行為として取り扱われる可能性があることに鑑み、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

具体的ないじめの態様には以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯・スマホで、誹謗中傷や嫌なことをされる

5. 学校及び教職員の責務

いじめが行われることなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者を始め、関係諸機関との連携を図り、学校全体で**いじめの防止**と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、更にその再発防止に努める。又、学校は教職員が確固たる人権感覚を保持できる様、校内外研修等に取り組み、学級運営・授業・生徒指導等について気軽に相談できる職場の雰囲気作りを促進し、教職員相互の共通理解ができる環境作りを確実に行う。その為には、校内組織が有効に機能し様々な問題に対応できる体制を構築すると共に、生徒達と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

又、教職員は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識をあらためて確認し「いじめの防止」「早期発見」「適切な措置」を講じなければならない。

6. 未然防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開すると共に、生徒達の主体的ないじめ防止を推進することで、「いじめが起こらない学校・学級づくり」が実践される。その為には心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、集団の一員としての自覚を培うことで、お互い認め合える人間関係・学校風土を形成することが必要である。

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為で、絶対に許されない」ということを生徒達に理解させるが大切で人権教育の基盤である生命の尊重や人権感覚・人権意識を高める教育を推進する必要がある。

生徒や学級の様子は教職員の気づきや働きかけによって状態が変化することに鑑み、教職員はその「気づき」を重視し、生徒の些細な言動・表情から個々の置かれた状況や精神状態を推し量る感覚を高めることが求められる。それが未然防止の礎となる。

7. 早期発見

文部科学省の調査によれば、学級担任や担任以外の教職員が発見する割合が全体の7割である。その一方で全体の5割が「アンケート調査」や「学校の取組」により発見しており、一般的にいじめは大人の目につきにくい時間や場所を選び、無視やメール等客観的に状況を把握しにくい状態で行われることが伺われる。又、遊びやふざけあいの様な形態、被害者であるのに加害者と仲の良いグループの一員の様な形態といったカモフラージュが施されていることがよく見受けられる。

又、いじめられている自分はダメなのではないかという葛藤や、訴えたことへの仕返しを危惧するあまり本人からの訴えが難しいという状況もある。

これら、発見困難になりがちないじめを早期発見する為には、「教職員のきめ細かい配慮や気づける環境づくり」、「休憩時間や放課後の雑談等の(生徒がいるところには教職員がいる)という様な、生徒一人ひとりへのかかわりあいの強化と日々の観察」、「いじめはグループ内の人間関係で起こる可能性が高く、グループごとに教師が関係性を深め言動を観察できる視点を持つこと」、「教職員や保護者への相談は蔭口・チクリ」という形で捉えられ、そのことが更なるエスカレートを生じさせる恐れがあり、非常に勇気のいる行動であること等を理解し、きめ細かい学級運営・生徒理解を行うと共に相談しやすい環境作りを心掛けねばならない。

教職員の対応如何によっては、生徒の教職員への不信感を招き、その後の情報を断つ事にも繋がり、いじめは一層潜在化し発見が困難なものになりかねず、慎重な対応が必要とされる。

又、保護者とは日頃からこまめな関係作りを心掛け、連絡を密にして信頼関係を築いておくことが大切である。一方的に学校側からの話だけでは否定されたと感じる可能性もあり、保護者の気持ちを理解し接することも大事にしていきたい。

8. いじめに対する措置

いじめの兆候を発見・通報を受けた場合には、問題を軽視することなく、又特定の教職員で抱え込むことなく、迅速かつ組織的に対応する。

1) いじめの発見・報告

- いじめを発見した際は、即座にその行為を止める
- 情報を集める、実態の把握
 - * 誰が誰を
 - * いつ、どこで
 - * 内容と被害
 - * きっかけ
 - * いつ頃からか
- 当事者双方の周りの生徒からの聞き取り
- 当事者個々からの聞き取り
- 関係教職員と情報の共有

2) 生徒への指導・支援

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く
- いじめられた生徒のなかには、その行為が「いじめ行為」だと認知せずに行ってしまう場合もあり、自分の行動で傷つく人がいることを理解させる
- いじめは人格を傷つけ、人権を踏むにじる行為で、絶対に許されない行為であるということを理解させ、自らの行為の責任を自覚させると共に、不満やストレスがあっても、いじめに向かわせない力をつけさせる
- 傍観者の生徒へも、自分の問題と捉えさせると共にいじめを止めることは出来なくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する

3) 保護者との連携

- 学級担任を中心に、関係生徒の保護者に対し事実関係を伝えると共に具体的な対策を説明する
- 保護者に協力を求め、今後の学校との連携方法について話し合う

4) 今後の対応

- 継続的な指導とカウンセラー等の活用も含めた心のケア
- 人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う

<いじめが起きた場合の対応>

① いじめられた生徒に対して

- * 事実確認と共に、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
- * 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える
- * 必ず解決できる希望が持てることを伝える
- * 自信を持たせる言葉をかける等、自尊感情を高める様に配慮する

② いじめられた生徒の保護者に対して

- * 発見したその日のうちに保護者に連絡し、事実関係を伝える
- * 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する
- * 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める
- * 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取組むことを伝える
- * 家庭で子供の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談する様伝える
- * 以下の様な言葉は絶対に言わぬこと
 - ・「お子さんにも悪いところがあるようです」
 - ・「家庭での甘やかしが問題です」
 - ・「クラスにはいじめはありません」
 - ・「どこかに相談に行かれてはどうですか」

③ いじめた生徒に対して

- * **いじめ**た気持ちや状況等について十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する
- * 心理的な孤立感・疎外感を与えない様にするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、**いじめ**が人として決して許されない行為であることや、**いじめ**られる側の気持ちを認識させる

④ いじめた生徒の保護者に対して

- * 正確な事実関係を説明し、**いじめ**られた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える
- * 「**いじめ**は決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する
- * 生徒の変容を図る為に、今後のかわり方などを一緒に考え具体的な助言をする
- * 平素の連携が無い為、保護者から以下の様な発言がある場合があるので、要注意
 - ・「**いじめ**られる理由があるのだろう」
 - ・「学校がきちんと指導していれば」
 - ・「ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか」

⑤ 周りの生徒たちに対して

- * 当事者だけの問題にとどめず、学級・学校全体の問題として考え、**いじめ**の傍観者から**いじめ**を抑止する仲裁者への転換を促す
- * 「**いじめ**は決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学校全体に示す
- * はやし立てたり見て見ぬふりをする行為も**いじめ**を肯定していることを理解させる
- * **いじめ**を訴えることは、正義に基づいた勇氣ある行動であることを指導する
- * **いじめ**に関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに**いじめ**について話し合い自分たちの問題として意識させる

⑥ 継続した指導

- * **いじめ**が解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い折にふれて必要

な指導を継続的に行う

- * 教育相談・日記・手帳等で積極的に係わり、その後の状況について把握に努める
- * **いじめ**られた生徒だけでなく、**いじめ**た生徒双方への心のケアにあたる
- * **いじめ**の発生を契機として、事例を検証し再発防止・未然防止の為に日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て**いじめ**のない学級づくりへの取組を強化する

9. ネットいじめへの対応

ネットいじめとは、パソコン・携帯・スマートフォン等を利用し、特定の生徒の悪口や誹謗中傷をインターネット上のwebサイトへ投稿したり、メール等を使い直接特定の生徒へ送付したりするものの総称である。

インターネットの特殊性・危険性に加え、スマートフォン・携帯・タブレット等のパーソナル化が著しく、年々指導が困難になっている。従って、取り扱う生徒へは教育理念の精神をふまえ、校則の意図をホームルームや教科指導等で情報モラルの重要性を理解させ、加害者にも被害者にもならない指導を行う。又、保護者への啓発を行い、家庭と学校が密接に関係し、連携・協力を行うことが重要である。

ネットいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等をはじめ、迅速な対応を図ると共に、人権侵害・犯罪・違法行為など、事案によっては警察等の関係機関と連携し対応していくことが必要である。

10. 重大事態への対処

学校は、生徒の「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、学校長のリーダーシップのもと教職員が事実関係を明確にするために速やかに、当該重大事態にかかる公正・中立な調査を行うと共に、大阪府府民文化部私学・大学課、大阪市立学校人権教育研究会への報告を行う。

重大事態における「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」とは、生徒の自殺や自殺未遂、身体に重大な傷害を負う、金品等に重大な損害を被る、精神性の疾患を発症した場合をいう。相当な期間の欠席は30日を目安とし、一定期間連続して欠席している様な場合は迅速に着手する。生徒保護者より、**いじめ**られ重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「**いじめ**の結果ではない」或は「重大事態とは言えない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

事実関係を明確にする為の調査においては、いつ、誰が、誰から、どのように、背景の事情、人間関係の問題点、学校・教職員の対応等の事実関係を可能な限り網羅的に明確化すること、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査しなければならない。